鳥取労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年鳥取労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 11 月 19 日

鳥取労働局長　河野　純伴

第４号中「１時間743円」を「１時間753円」に改める。

鳥取労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、鳥取県各種商品小売業最低賃金（平成20年鳥取労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 11 月 19 日

鳥取労働局長　河野　純伴

第４号中「１時間700円」を「１時間710円」に改める。

愛媛労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金（平成20年愛媛労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 11 月 19 日

愛媛労働局長　天野　　敬

第４号中「１時間810円」を「１時間826円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月25日から効力を生ずる。

愛媛労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年愛媛労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 11 月 19 日

愛媛労働局長　天野　　敬

第４号中「１時間820円」を「１時間835円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月25日から効力を生ずる。

高知労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金（平成20年高知労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 11 月 19 日

高知労働局長　伊津野信之

第４号中「１時間750円」を「１時間756円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月30日から効力を生ずる。

国家試験

平成 28 年司法試験予備試験の施行

司法試験法（昭和24年法律第140号）第７条の規定に基づき、平成28年司法試験予備試験の施行について、次のとおり公告する。

平成 27 年 11 月 19 日

司法試験委員会委員長　山口　　厚

1　筆記試験

⑴　短答式試験

ア　期日及び科目

平成28年５月15日（日）

憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、一般教養科目

イ　試験地

札幌市又はその周辺　仙台市　東京都　名古屋市　大阪府又はその周辺　広島市　福岡市

⑵　論文式試験

ア　受験資格

短答式試験に合格した者

イ　期日及び科目

平成28年７月９日（土）

憲法、行政法、刑法、刑事訴訟法、一般教養科目

平成28年７月10日（日）

法律実務基礎科目（民事・刑事）、民法、商法、民事訴訟法

ウ　試験地

札幌市　東京都　大阪市　福岡市

2　口述試験

⑴　受験資格

論文式試験に合格した者

⑵　期日

平成28年10月22日（土）及び同年10月23日（日）

⑶　科目

法律実務基礎科目（民事・刑事）

⑷　試験地

東京都又はその周辺

3　出願手続等

⑴　出願期間

平成28年１月18日（月）から同年１月29日（金）まで

なお、平成28年１月29日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。

⑵　受験願書の交付

受験願書は、司法試験委員会（所在は４⑴記載のとおり。）において、平成28年１月４日（月）から交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、表に赤字で「司法試験予備試験受験願書請求」と記載した適宜の封筒に、返信用封筒（角形２号に140円分の郵便切手を貼り付け、郵便番号、送付先住所、氏名及び電話番号を明記したもの。）を封入して、司法試験委員会宛て請求すること。

⑶　受験願書の提出

受験を希望する者は、受験願書に必要事項を記入の上、カラー写真（出願前６月以内に撮影した、正面、上半身、無帽、無背景の縦45㎜、横35㎜のもの。）、受験手数料として17,500円分の収入印紙（４枚以内）を所定の箇所に貼り、住民票（出願前６月以内に交付されたもの。）を添付して、出願期間内に司法試験委員会宛て提出すること。

なお、提出方法は、司法試験委員会交付の出願用封筒を用い、書留郵便によるものとする。

4　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、司法試験委員会（〒100－8977　東京都千代田区霞が関１－１－１　法務省内　電話03（3580）4111㈹）に行うこと。

⑵　詳細については、別に受験案内が作成されるので参照のこと。

⑶　行政機関の休日に関する法律第１条第１項に定める行政機関の休日には、事務は行わない。

公　告

諮　事　項

一級建築士の免許の取消しの公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第９条第２項の規定により一級建築士の免許を取り消した者を次のとおり公告します。

平成 27 年 11 月 19 日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　森山　　裕

年月日	氏　名	登録番号	取消しの理由
平成27年11月４日	勝浦　　覚	25080	申請
平成27年11月４日	青木　光夫	76974	〃
平成27年11月４日	角谷　広行	155630	死亡
平成27年11月４日	大場惠美子	207331	〃
平成27年11月４日	中嶋　　誠	185709	〃
平成27年11月４日	山口　昭一	24316	〃
平成27年11月４日	山崎　　眞	25615	〃
平成27年11月４日	磯辺　啓三	59920	〃
平成27年11月４日	豊泉　禎治	28312	〃
平成27年11月４日	西田　眞章	177317	〃
平成27年11月４日	黒瀬　英明	123851	〃
平成27年11月４日	北田　鉄夫	115533	〃
平成27年11月４日	横山　　進	62472	〃